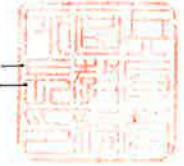


兵庫教区教務所発 第 145 号
2025(令和7)年7月22日

組 長 各 位
コミュニメール登録寺院様

兵庫教区教務所長
西 本 浩 二



区令発布通知について

拝啓 組長各位には、教区宗務についてご尽力を賜っておりますこと厚くお礼申し上げます。

この度、2025年度第186回兵庫教区臨時教区会の議決を経た「兵庫教区寺院振興対策委員会設置規則の一部を変更する区令」を発布いたしましたので、管内への周知方くださいますよう、ご依頼申し上げます。

記

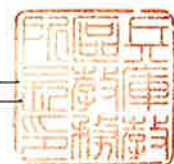
1. 兵庫教区区令第1号 ・ ・ ・ ・ ・ 別紙添付

以 上

2025（令和7）年度兵庫教区臨時教区会（通算第186回）の議決を経た「兵庫教区寺院振興対策委員会設置規則の一部を変更する区令」をここに発布する。

2025（令和7）年7月22日

兵庫教区教務所長 西本浩二



区令第1号

兵庫教区寺院振興対策委員会設置規則の一部を変更する区令

兵庫教区寺院振興対策委員会設置規則（平成21年区令第1号）の一部を次のように変更する。

第3条第1項第9号を同項第10号とし、同項第4号から同項第8号までを1号ずつ繰り下げ、同項第3号の次に次の1号を加える。

四 過疎地域に所在する寺院への相談対応及び助言その他活動支援に関すること

第11条を第12条とし、第6条から第10条までを1条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の1条を加える。

（過疎対応担当委員の指名）

第6条 委員長は、必要に応じて、委員のうちから、第3条第1項第4号に規定する所掌事項について重点的に対応するための過疎対応担当委員を指名することができる。

附 則

この区令は、教区会の議決を得た日（令和7年7月14日）から施行する。

兵庫教区寺院振興対策委員会設置規則の一部を変更する区令

新旧対照条文表

案（変更後）	現行（変更前）
<p>（所掌事項）</p> <p>第3条 教区委員会は、次の各号に掲げる事項をつかさどる。</p> <p>一 寺院の活動実態等の調査、収集整理及び把握に関すること</p> <p>二 人口動態及び門徒その他の信者層の動向調査並びに把握に関すること</p> <p>三 各宗教団体の活動状況の調査及び把握に関すること</p> <p><u>四 過疎地域に所在する寺院への相談対応及び助言その他活動支援に関すること</u></p> <p><u>五 寺院振興対策の実施計画に関すること</u></p> <p><u>六 中央寺院振興対策委員会（以下「中央委員会」という。）の指示に基づく対応処理に関すること</u></p> <p><u>七 総局が決定した寺院振興対策の推進実施に関すること</u></p> <p><u>八 寺院振興対策の推進について中央委員会に建議し、又は意見を述べること</u></p> <p><u>九 寺院振興金庫にかかる貸付・助成申請の事前審査に関すること</u></p> <p><u>十 前各号のほか、必要なこと</u></p> <p>2 教務所長は、教区委員会で決定し、又は実施した事項について、総局に報告しなければならない。</p>	<p>（所掌事項）</p> <p>第3条 教区委員会は、次の各号に掲げる事項をつかさどる。</p> <p>一 寺院の活動実態等の調査、収集整理及び把握に関すること</p> <p>二 人口動態及び門徒その他の信者層の動向調査並びに把握に関すること</p> <p>三 各宗教団体の活動状況の調査及び把握に関すること</p> <p><u>四 寺院振興対策の実施計画に関すること</u></p> <p><u>五 中央寺院振興対策委員会（以下「中央委員会」という。）の指示に基づく対応処理に関すること</u></p> <p><u>六 総局が決定した寺院振興対策の推進実施に関すること</u></p> <p><u>七 寺院振興対策の推進について中央委員会に建議し、又は意見を述べること</u></p> <p><u>八 寺院振興金庫にかかる貸付・助成申請の事前審査に関すること</u></p> <p><u>九 前各号のほか、必要なこと</u></p> <p>2 教務所長は、教区委員会で決定し、又は実施した事項について、総局に報告しなければならない。</p> <p>（委員長及び副委員長）</p> <p>第5条 教区委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。</p> <p>2 委員長は、教務所長をもってあて、会務を統理する。</p> <p>3 副委員長は、委員のうちから教務所長が指</p>

(過疎対応担当委員の指名)

第6条 委員長は、必要に応じて、委員のうちから、第3条第1項第4号に規定する所掌事項について重点的に対応するための過疎対応担当委員を指名することができる。

(常任委員会)

第7条 教区委員会に、必要に応じて、常任委員会を置くことができる。

2 常任委員会は、委員長及び副委員長、並びに委員のうちから教務所長が指名する常任委員若干人で組織する。

3 常任委員会は、教区委員会の委任した事項及び臨時緊急の案件について協議する。

(専門部会)

第8条 教区委員会に、その所掌事項を分担処理するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の設置及び組織などについては、委員長が教区委員会に諮って決める。

(関係者の招致)

第9条 教区委員会、常任委員会及び専門部会には、必要に応じて、専門的知識を有する者その他関係者などを招致し、意見を聞くことができる。

(招集)

第10条 教区委員会は、教務所長が招集する。

2 教区委員会に、常任委員会又は専門部会が設置された場合には、前項の規定を準用する。

(経費)

第11条 教区委員会の運営に必要な経費は、教区会計をもって措置する。

(補則)

第12条 この区令の施行について必要な事

名し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(常任委員会)

第6条 教区委員会に、必要に応じて、常任委員会を置くことができる。

2 常任委員会は、委員長及び副委員長、並びに委員のうちから教務所長が指名する常任委員若干人で組織する。

3 常任委員会は、教区委員会の委任した事項及び臨時緊急の案件について協議する。

(専門部会)

第7条 教区委員会に、その所掌事項を分担処理するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の設置及び組織などについては、委員長が教区委員会に諮って決める。

(関係者の招致)

第8条 教区委員会、常任委員会及び専門部会には、必要に応じて、専門的知識を有する者その他関係者などを招致し、意見を聞くことができる。

(招集)

第9条 教区委員会は、教務所長が招集する。

2 教区委員会に、常任委員会又は専門部会が設置された場合には、前項の規定を準用する。

(経費)

第10条 教区委員会の運営に必要な経費は、教区会計をもって措置する。

(補則)

第11条 この区令の施行について必要な事

項は、教務所長が教区委員会に諮って決める。

附 則

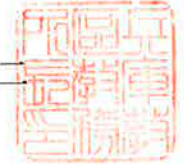
この区令は、教区会の議決を得た日（令和7年7月14日）から施行する。

項は、教務所長が教区委員会に諮って決める。

兵庫教区教務所発 第 147 号
2025(令和7)年7月22日

組 長 各 位
コミュニメール登録寺院様

兵庫教区教務所長
西 本 浩 二



区令発布通知について

拝啓 組長各位には、教区宗務についてご尽力を賜っておりますこと厚くお礼申しあげます。

この度、2025年度第186回兵庫教区臨時教区会の議決を経た「親鸞聖人御誕生850年立教開宗800年慶讃法要 兵庫教区神戸別院法要事務所設置規則の廃止に関する区令」を発布いたしましたので、管内への周知方くださいますよう、ご依頼申しあげます。

記

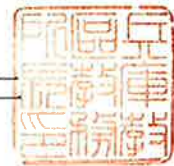
1. 兵庫教区区令第2号 別紙添付

以 上

2025（令和7）年度兵庫教区臨時教区会（通算第186回）の議決を経た
「親鸞聖人御誕生850年慶讃法要兵庫教区法要事務所設置規則の廃止に関する区令」をここに発布する。

2025（令和7）年7月22日

兵庫教区教務所長 西本浩二



区令第2号

親鸞聖人御誕生850年慶讃法要兵庫教区法要事務所設置規則の廃止に関する区令
立教開宗800年慶讃法要神戸別院

親鸞聖人御誕生850年慶讃法要兵庫教区法要事務所設置規則（令和2年区令第1号）は、廃止する。

附 則

この区令は、教区会の議決を得た日（令和7年7月22日）から施行する。